

国選弁護シンポジウム規則

(平成九年二月二十一日規則第六十一号)

改正 平成二七年 八月二一日

令和 二年 九月一〇日

第一条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)は、被疑者及び被告人の辩护人依頼権の重要性に鑑み、国選弁護制度を拡充強化し、当面する諸問題についての必要な調査、研究及び対策の樹立に資するため、定期的に国選弁護シンポジウム(以下「シンポジウム」という。)を開く。

第二条 シンポジウムは、前回の開催日の属する年の翌年一月一日から三年以内に次回を開催するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により、当該期間内に次回を開催することが困難である場合は、この限りでない。

2 シンポジウムの主題、日時及び開催地は、日弁連刑事弁護センター(以下「センター」という。)の意見を徴した上で、理事会で決定する。

第三条 連合会は、会長が委嘱する相当数の会員、センタ

- 1 -

1の委員長及びセンターが推薦し会長が委嘱する相当数の委員をもって国選弁護シンポジウム実行委員会(以下「実行委員会」という。)を構成する。

2 実行委員会は、シンポジウムの準備とその運営にあたる。

3 実行委員会は、担当したシンポジウムの目的の終了とともにその任務を終わる。

4 実行委員会の委員長及び副委員長は、委員が互選する。

第四条 連合会は、シンポジウムの成果を出版することができる。

附 則

この規則は、平成九年二月二十一日から施行する。

附 則 (平成二七年八月二一日改正)

第一条、第二条並びに第三条第一項及び第三項の改正規定は、平成二七年八月二十一日から施行する。

附 則 (令和二年九月十日改正)

第二条第一項の改正規定は、令和二年九月十日から施行する。

- 2 -